

社外役員独立性判断基準

当社は社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、以下のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 現在又は過去 10 年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者（注 1）であった者
2. 当社並びに当社子会社（以下「当社グループ」と総称する）の主要な取引先（注 2）又はその業務執行者
3. 当社の大株主（総議決権 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
4. 当社グループが総議決権 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから多額の寄付（注 4）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 過去 3 年間に於いて、上記 2 から 8 までに該当していた者
10. 上記 2 から 9 に該当する者（重要な地位にある者（注 5）に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

（注 1）業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

（注 2）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において（i）当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の 2%を超える者をいう（ii）取引先からの当社グループの借入額が、連結総資産の 2%を超える者をいう。（当社グループが借入れをしている金融機関については当社グループの資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）

（注 3）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の 2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）

（注 4）多額の寄付とは、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円又は当該組織の直近事業年度における総収入額の 2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

（注 5）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、その記載を省略しています。

<株主の議決権行使に影響を及ぼさないものと判断する軽微基準>

1. 取引
 - ・直近事業年度において、当社グループと取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれもの連結売上高の 1%未満であること
2. 寄付
 - ・直近事業年度において、年間 500 万円又は当該組織における総収入額の 1%のいずれか高い方の額を超えないこと

以上